

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる町が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成23年2月1日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成23年2月14日から同年3月7日まで縦覧に供する。

平成23年2月8日

香川県知事 浜 田 恵 造

町 名	土 地 改 良 事 業 名	縦 覧 場 所
綾川町	単独県費補助土地改良事業 （ため池改修事業）長谷池地区	綾川町経済課
”	単独県費補助土地改良事業 （水路改修事業）石ヶ谷池地区	”
”	単独県費補助土地改良事業 （水路改修事業）五ヶ所池地区	”
”	単独県費補助土地改良事業 （水路改修事業）北地用水地区	”
”	単独県費補助土地改良事業 （水路改修事業）三右衛門池地区	”
”	単独県費補助土地改良事業 （水路改修事業）一区池地区	”
”	単独県費補助土地改良事業 （ため池改修事業）上池地区	”
”	単独県費補助土地改良事業 （水路改修事業）荒山開田地区	”
”	単独県費補助土地改良事業 （頭首工改修事業）中井下井地区	”